

「水といのちと人々の営みについての
総合政策（計画）」に
「総合的湿地教育」を位置づける

～ラムサール条約登録湿地関係市区町村における
湿地教育の現状と課題～
概要版

2026年3月

ラムサール条約登録湿地関係市区町村会議

はじめに

2022年11月に開催されたラムサール条約第14回締約国会議（COP14）において、決議 XIV.11「Wetland education in the formal education sector（学校を中心とする公教育部門における湿地教育）」が採択された。この決議は、学校教育も含めて、公権力が関与する湿地教育を大きな流れとすること、そして、これを含む湿地教育の機会を充実させることを目指して、多様な取組を推進することを求めている。

湿地教育については、日本では長きにわたり地域や学校において、多様な人々の協力のもと多様な主体により実施されてきた。しかし、必ずしも「湿地教育」という纏まりで行われてきたとは限らない。

そこで、湿地教育をより豊かにしていくために、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議では、2023～25年度の3年間の学習・交流事業のテーマを「地域を支える湿地教育」とし、2023年度、24年度の「学習・交流会」において、「湿地教育」の基本的な考え方の共有、各地の事例報告、副読本の交流を踏まえた研修活動を実施してきた。

また、本会議は2025年2～3月に、湿地教育についてのアンケート調査を実施し、「中間報告書」を作成した。

そして、この報告書では、2023～25年度の学習交流会においてコーディネーターをお勤めいただいた、法政大学名誉教授の笹川孝一先生（2023年度）と都留文科大学准教授の田開寛太郎先生（2024～25年度）にご協力いただき、これまでの発表事例以外にも広く、会員自治体の事例をとりまとめ、会員自治体に提供することで、各自治体が学校現場も含めた公教育システム（公民館、図書館、博物館、水族館を含む）との連携の際に参考となる資料とすることを目指した。

併せてこれらの事例を集計し、学校教育を含む公教育における湿地教育の推進にどのような課題があるのかについても、とりまとめを行った。

なお、2025年度は3年間のテーマの最終年であるため、アンケート結果を踏まえた報告書及びその概要版を作った。さらに、2025年7月にジンバブエにて開催された、第15回ラムサール条約締約国会議（ラムサール条約 COP15）において、日本の湿地教育に関するポスターを展示した。そして、11月に釧路市で開かれた第16回学習・交流会（市区町村長研修会）での研修素材とした。

以上をふまえて、この度、報告書最終版及び概要版を作成し、全会員市区町村に配布すると共にHPに載せ、環境省に提出し、国会図書館に納入した。

なお、執筆に際しては、笹川名誉教授に大変お世話になった。

提言を含めて、中間報告書、本報告書、概要版の3点セットが、会員市区町村における湿地教育の発展と会員間の交流に役立つことを心から願うものである。

ラムサール条約登録湿地関係市町村会議 会長 釧路市長 鶴間秀典

目 次

1. 総合的湿地教育と「湿地教育」の3つのカテゴリー	
～湿地に関する教育、湿地のための教育、湿地を舞台とする教育～	1
1) 湿地に関する、湿地のための、湿地を舞台とする教育	1
2) 3つの湿地教育の総合性	1
2. 湿地教育3つのカテゴリーとラムサール条約	
～水といのちと人々の暮らしに関わる教育としての湿地教育～	3
1) ラムサール条約「前文」が示す「湿地教育」	
～人間と環境との相互依存・湿地減少の防止、水循環の調整機能、人間を含む 湿地に固有の植物・動物の生育・生息環境の維持、人間の生活に重要な、水・ 湿地と経済（産業）、文化、科学（学問）、レクリエーション（健康の維持・回 復）上の価値、水鳥の生息地～	3
2) ラムサール条約本文が示す「湿地教育」	
～幅広い「湿地」定義、国際的な登録湿地、全ての湿地の「保全とワイズユー ス計画」、保護区の設定と湿地や動植物に関する研究と資料交換の促進、モニ タリングができる人の養成～	5
3) ラムサール条約締約国会議（ラムサール COP）決議が示唆する「湿地教育」	
～CEPA、地域、職域、学校、生涯学習システム～	7
3. 湿地教育の歴史～インフォーマル、フォーマル、ノンフォーマルな湿地教育～	8
4. 誇るべき日本の湿地教育	10
5. 湿地教育の現状と課題	12
1) 広く住民の間で行われている湿地教育プログラム～インフォーマル・エデュケ ーション～	12
2) 自治体各部局等が関わる教育活動～ノンフォーマル・エデュケーション～	13
3) 公教育学校等での湿地教育活動 ～フォーマル・エデュケーション～	15
6. 提言	22
1) 「水と多様な生命と人々の暮らしに関わる自治体の総合政策（計画）」策定	22
2) 「水といのちと人々の営み」総合政策（計画）に「湿地教育」を組み込む	23
3) 地域における「湿地教育」の総合的取り組み	23
おわりに	28

「水といのちと人々の営みについての総合政策（計画）」に
「総合的湿地教育」を位置づける

1. 総合的湿地教育と「湿地教育」の3つのカテゴリー

～湿地に関する教育、湿地のための教育、湿地を舞台とする教育～

1) 湿地に関する、湿地のための、湿地を舞台とする教育

湿地教育には、3つのカテゴリーがある。それは、①湿地に関する教育、②湿地のための教育、③湿地を舞台とする教育、である。多くの湿地関係者は、①と②を意識する。しかし、「学校」を含む公教育関係者は③を意識することが多い。後者の場合「教育」とは、児童、生徒、学生、大学院生、社会人の「人格の完成」（教育基本法）を目指して行われるもので、思考力や判断力、社会の中での自分の位置について自覚的になるなど（学校教育法）の諸能力の発達を目指す行為である。

1. 総合的湿地教育 ～「湿地教育」の3つのカテゴリー

- ①湿地に**関する**教育（湿地関係者）
- ②湿地の**ための**教育（湿地関係者）
- ③湿地**を舞台とする**教育（学校関係者）

③⇒児童、生徒、学生、大学院生、社会人の「**人格の完成**」を目指す（**教育基本法**）
思考力、判断力、社会の中での自分の位置に自覚的な行動などの常識を育成等（学校教育法）の諸能力発達を目指す行為

2) 3つの湿地教育の総合性

湿地に関連して、また湿地の保全・活用などについて働く人を育てる場合にも、身体的な体験や断片的な情報だけでは十分ではない。湿地に関連する取り組みについて臨機応変に、かつ持続的に対処するためには、知識、技術、思考力、判断力、社会や歴史の中での

自分の位置等を総合的に考え、実行できる「人格の完成」に向かう成熟力が必要となる。これは、とくに教育基本法や学校教育法で規定されており、学校との連携を考える場合には欠かせない視点である。

したがって、「湿地教育」には、湿地に関する教育、湿地のための教育、湿地を舞台とする教育という3つの湿地教育の統合された総体が求められる。すなわち、①湿地に関する情報や知識、技術や智慧の育成を目指す教育。②湿地の保全・再生、賢い活用（ワイズユース）・持続可能な利用（サステイナブルユース）、湿地の研究、情報交換に役立つ知識や技術の探求、成果物の共有を行える人を育てる教育。③湿地という舞台において、自然や郷土・国家や地球（地域）に対する愛、観察力・注意力・判断力を育て、自然や社会の中で自立・自律的にかつ協同的に生きる主体的な人格を持つ人に互いに育ちあい育てあっていく教育、である（図1）。

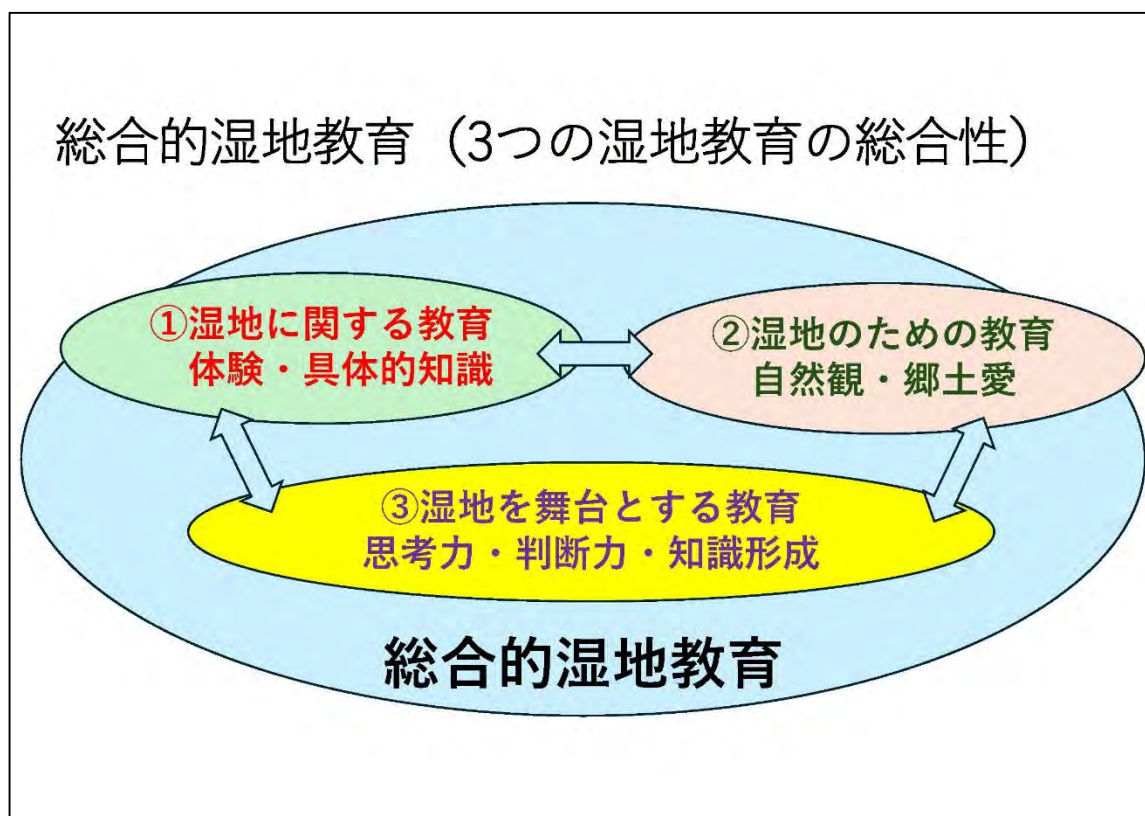


図1 総合的湿地教育

2. 湿地教育 3つのカテゴリーとラムサール条約

～水といのちと人々の暮らしに関わる教育としての湿地教育～

このような湿地教育は、ラムサール条約によっても方向づけられている。

1) ラムサール条約「前文」が示す「湿地教育」

～人間と環境との相互依存・湿地減少の防止、水循環の調整機能、人間を含む湿地に固有の植物・動物の生育・生息環境の維持、人間の生活に重要な、水・湿地と経済（産業）、文化、科学（学問）、レクリエーション（健康の維持・回復）上の価値、水鳥の生息地～

ラムサール条約の前文は、①人間と環境との相互依存についての認識を前提とする。

そして、「湿地 wetland」の機能について、②水循環の調整、③湿地に特有な植物・動物の生育・生息環境の維持、④人間の生活にとっての、i) 経済上の価値、ii) 文化上の価値、iii) 科学・学問上の価値、iv) レクリエーション（健康・元気回復）上の価値を挙げている。

そして、しばしば「ラムサール条約は水鳥のための条約」と誤解されているが、⑤水鳥については、国境を越えて移動する存在なので、「国際協力を促進する資源」だと限定的に位置づけている。

2. ラムサール条約による湿地教育の方向付け

1) ラムサール条約「前文」が示す「湿地教育」の方向性

①人間と環境との相互依存～大前提～

～3つの湿地機能への着目～

②水循環の調整機能

③人間を含む湿地に特有な植物・動物の生育・生息環境の維持

④人間の生活にとっての重要な価値

i) 経済上の価値 ii) 文化上の価値 iii) 科学・学問上の価値

iv) レクリエーション（健康・元気回復）上の価値

⑤国際協力を促進する資源としての水鳥の位置づけ

つまり、ラムサール条約前文が示唆する湿地教育は次のような、内容、方法、場と関連するものである。

それは、①大前提としての、人間と環境との相互依存の持続性を重視する教育である。そのために、②水循環とその調整機能、③人間を含む湿地に特有な植物・動物の生育・生息環境の維持機能、④人間の生活にとって重要な水・湿地と経済（産業）、文化、科学（学問）、レクリエーション機能（健康の維持・回復）という湿地がもつ3つの機能を重視する教育である。⑤そのうえで、国際交流のための資源、道具立てとして、国境を越えて移動する水鳥の生息地の役割を位置づける教育である（図2）。

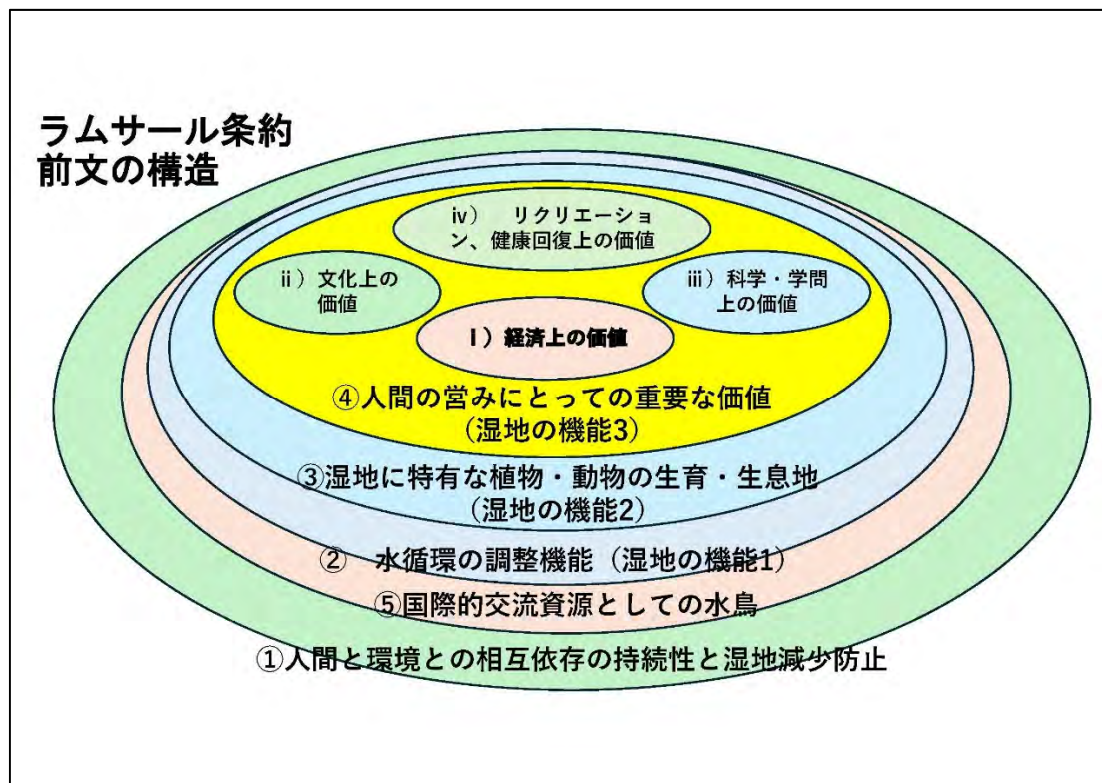


図2 ラムサール条約前文の構造

（ラムサール条約前文） 締約国は、人間とその環境とが相互に依存していることを認識し、水の循環を調整するものとしての湿地の及び湿地特有の動植物特に水鳥の生息地としての湿地の基本的な生態学的機能を考慮し、湿地が経済上、文化上、科学上及びレクリエーション上大きな価値を有する資源であること及び湿地を喪失することが取返しのつかないことであることを確信し、湿地の進行性の侵食及び湿地の喪失を現在及び将来とも阻止することを希望し、水鳥が、季節的移動に当たって国境を越えることから、国際的な資源として考慮されるべきものであることを認識し、湿地及びその動植物の保全が将来に対する見通しを有する国内政策と、調整の図られた国際的行動とを結び付けることにより確保されるものであることを確信して、次のとおり協定した。

2) ラムサール条約本文が示す「湿地教育」

～幅広い「湿地」定義、国際的な登録湿地、全ての湿地の「保全とワイズユース計画」、保護区の設定と湿地や動植物に関する研究と資料交換の促進、モニタリングができる人の養成～

また条約の本文も湿地教育の内容、方法、場を示唆している。すなわち、第1条は、

①人間生活に直接関係する水のある場所としての「海洋沿岸域湿地」「内陸湿地」「人工湿地」を全て湿地とする幅広い定義を行い、多様な湿地タイプを提示している（表1）。

「ラムサール条約湿地分類法」に基づく湿地のタイプ		
● 海洋沿岸域湿地	O 淡水湖沼	Zg 地熱性湿地
A 低潮時 6m 以浅の浅海域	P 季節的・一時的な淡水湖沼（氾濫原を含む）	Zk(b) 内陸のカルスト、洞窟性水系
B 海洋の潮下帯域（藻場を含む）	Q 塩水湖、汽水湖、アルカリ湖	● 人工湿地
C サンゴ礁	R 季節的・一時的な塩水・汽水アルカリ湖	1 養殖池
D 海域の岩礁	Sp 塩水・汽水・アルカリ性沼沢地、水たまり	2 ため池
E 砂浜海岸（砂州、砂嘴、砂丘を含む）	Ss 季節的・一時的な塩水・汽水・アルカリ性沼沢地	3 水田、灌漑地
F 河口域（河口水域とデルタ口）	'lp 淡水沼沢地、水たまり	4 季節的に冠水する農地
G 干潟（泥質、砂質など）	Ts 季節的・一時的な淡水沼沢地、水たまり	5 塩田
H 潮間帯湿地（塩性湿地、沼地など）	U 樹林のない泥炭地（高層・中間・低層湿地）	6 貯水池、ダム
I 潮間帯森林湿地（マングローブ林など）	Va 高山湿地（雪解け水の一時的水域を含む）	7 採掘現場・跡地
J 沿岸域の汽水・塩水潟湖	Vt ツンドラ湿地	8 廃水処理区域
K 沿岸域の汽水潟湖	W 灌木の優占する湿地（低木湿地林）	9 運河、用水路
Zk(a) 海洋沿岸域のカルスト、洞窟性水系	Xf 樹木の優占する湿地（淡水）	Zk(c) 人工のカルスト、洞窟性水系
● 内陸湿地	Xp 森林性泥炭地	
L 内陸デルタ	Y 泉、オアシス	
M 河川（滝を含む）		
N 季節的・一時的な河川		

表1 湿地の分類表

ここでは、藻場（B）も、温泉＝地熱性湿地（Zg）も、水田・灌漑地（3）や上下水道システム＝排水処理区域（8）も「湿地」である。

第2条は、国際的にとくに重要な湿地を登録簿に載せることを、第3条は、登録湿地の保全や全ての湿地の賢い利用（ワイズユース）を促進するために、計画（保全活用計画）の作成・実施を締約国の責務としている。さらに、第4条は、④登録湿地の生態学的特徴の変化についての情報入手と、全ての「湿地に自然保護区を設け」て湿地と水鳥の保全を促進するために、湿地とその動植物に関する研究と関連資料・刊行物の交換を奨励し、湿地の研究、管理・監視の能力をもつ者の訓練を促進することとしている。

つまり湿地教育について、条約本文は、①「海洋沿岸域湿地」「内陸湿地」「人工湿地」を含む幅広い湿地に関連するものだとしている。②とくに国際的に重要な湿地を登録すること、③登録湿地の保全及び全ての湿地のワイズユースのための計画作成と実施、④保護区の設定と湿地や動植物に関する研究と資料交換の促進、モニタリングができる人の養成を、要請している。この、保全と再生、ワイズユース（賢い活用）、CEPA（学習・交流）というラムサール条約本文の重点は、環境省のHPにも示されている（図3）。



図3 ラムサール条約3つの柱

ラムサール条約本文が示す「湿地教育」

- ①幅広い「湿地」定義による「湿地」の多様性への着目（第1条）
- ②国際的に重要な湿地の登録（第2条）
- ③登録湿地の保全と全ての湿地のワイズユースについての計画の策定と実施（第3条）
- ④適切な保護区の設定、湿地や動植物に関する研究、資料・成果の交換、モニタリングができる人の養成（第4条）⇒締約国会議決議によるCEPAの展開

3) ラムサール条約締約国会議 (ラムサール COP) 決議が示唆する「湿地教育」～ CEPA、地域、職域、学校、生涯学習システム～

この第4条を受けて、ラムサール条約締約国会議で採択されてきた決議は、湿地に関連する「対話とキャパシティ・ビルディング (力量形成)、教育、参加、社会的な気づき

(Communication, Capacity Building, Education, Participation and Awareness: 略称 CEPA)」を強調してきた (決議XII.9 ラムサール条約コミュニケーション・力量形成・教育・参加・普及啓発 (CEPA)プログラム 2016-2024)。CEPA は、当初、Education and Public Awareness(EPA)だった。その後、Communication が入り、Communication, Education and Public Awareness(対話、教育、社会的な気づき : CEPA)となり、さらに、Public Awareness が Participation and Awareness に変わった。そして、Capacity Building が加わって、今日に至っている。その変化は、地域の人々が自分たちで湿地を賢く持続的に活用・保全して行くために自主的に対話し、大人、若者、子どもたちが自らを育て、互いに育ちあっていく方向である。

ラムサール条約締約国会議 (ラムサールCOP) 決議が示唆する「湿地教育」
～CEPA、地域、職域、学校、若者、生涯学習システム

①第4条を受けて締約国会議の決議で「湿地教育」を補充

②EPAからCEPAへ (2015 COP12 ウルグアイ)

「対話とキャパシティ・ビルディング (力量形成)、教育、参加、社会的な気づき (Communication, **Capacity Building**, Education, Participation and Awareness: CEPA)」 (決議XII.9 (CEPA)プログラム2016-2024)

③学校を含む公教育での湿地教育の推進 (2022 COP14 決議 XIV. 11) と若者の育成(決議XIV.12)

そして、そうした取り組みを、地域、職域とともに学校を含む公教育の場で、若者の育成に力を入れるべきだとしてきた (決議XIV.11 学校を中心とする公教育部門における湿

地教育、決議XIV.12 ユース（youth）を通じたラムサールの連携の強化）。

つまり、締約国会議決議の積み重ねは、次のことを示唆している。①湿地そのものや湿地に関連する事柄についての取り組みに参加する。②湿地や湿地に関わる動植物や人々の命と営みについて、その歴史や現状、いま取り組むべきことについて、想い、考えを巡らす。③湿地の現場において人々と対話・協力し、取り組みの主体となる。④お互いに気づき合い、育て育ちあっていく。⑤それらを通じて、思考力、判断力、実行力、世の中での自分たちの立ち位置を見極める。⑥そのような総合的な湿地教育を、地域、職域、国内、国際的に、乳幼児から子ども、思春期、青年、大人、高齢者までの全ての人を対象に、学校を含む生涯学習システムの中で実現していく。

決議を踏まえた「湿地教育」の方向性

- ①湿地そのものや湿地に関連する事柄についての取り組みに参加する。
- ②湿地や湿地に関わる動植物や人々の命と営みについて、その歴史や現状、いま取り組むべきことについて、想い、考えを巡らす。
- ③湿地の現場で、人々と対話・協力し、取り組みの主体となる。
- ④お互いに気づき合い、育て育ちあっていく。
- ⑤それらを通じて、思考力、判断力、実行力、世の中での自分の立ち位置を見極める。
- ⑥そのような総合的な湿地教育を、地域、職域、学校において、国内・国際的ネットワークの下に、乳幼児から子ども、思春期、青年、大人、高齢者まで、障がい者や健常者、エスニックマイノリティー、患者や囚人も含む、全ての人を対象とする、生涯学習システムの中で実現していく。

3. 湿地教育の歴史～インフォーマル、フォーマル、ノンフォーマルな湿地教育～

以上のような文脈における「湿地教育」は、飲み水や農業用水と直接結びついて、人類の歴史と共に「インフォーマル・エデュケーション」（人々の間で行われてきた、国家権力等が関わらない教育）として展開されてきた。しかし、1776年にアメリカ合衆国が独立し、1789年にフランス革命がおこると、全ての国民が通う学校や市民に開かれた図書館な

どの「普通国民教育」制度が始まった。とくに卒業資格を出す近代学校制度が整備されるにつれて、それらは「フォーマル・エデュケーション」と呼ばれた。そして、卒業資格は出さないが、国家や地方自治体の権限や予算が関係する多様な教育活動が組織され、それらは「ノンフォーマル・エデュケーション」と呼ばれるようになった。

つまり、現在の社会における「湿地教育」は、3つの部分から成り立っている。①地域や職域で広く行われているインフォーマル・エデュケーション。②文部科学省管轄の幼・小中・高校・大学及び農業大学校等各省庁が管轄する学校で卒業資格・学位等を出す学校としてのフォーマル・エデュケーション。③国家や地方自治体が関与するが卒業資格を出さないノンフォーマル・エデュケーション。

3. インフォーマル、フォーマル、ノンフォーマル～湿地教育の歴史決議XIV-11を踏まえて)

- ① 人々の暮らしの中での湿地教育（インフォーマル湿地教育）
- ② 公教育学校等における湿地教育（フォーマル湿地教育）
- ③ 地方自治体等が関わるが学位認定、卒業資格認定などは行わない湿地教育（ノンフォーマル湿地教育）

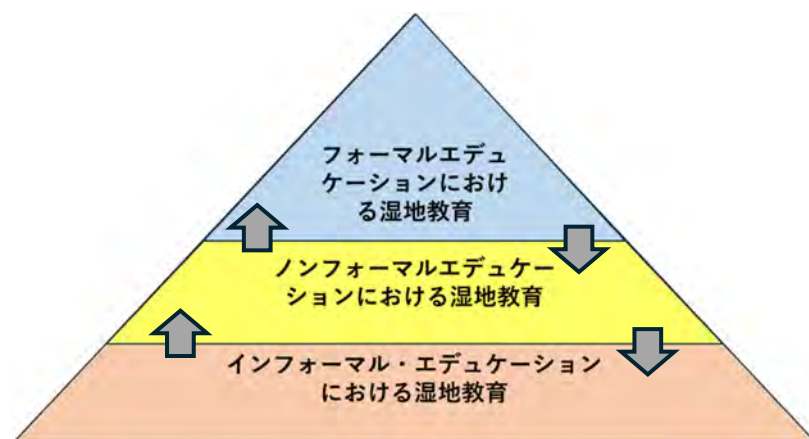


図4 インフォーマル湿地教育、ノンフォーマル湿地教育、フォーマル湿地教育の関係

4. 誇るべき日本の湿地教育

以上を前提として「湿地教育」の歴史を振り返ると次のように言える。

1) 日本では地域、職域、家庭、学校等で取り組まれてきた、「湿地教育」の長い歴史と蓄積がある。それは、飲み水や生活用水確保の場、漁撈や農業の場、衣食住の材料確保の場、湿地を舞台とする踊りや音楽、祝詞や詩歌、物語の場などについての世代や地域にまたがる語り伝え、技の継承としての湿地教育である。こうしたことは、近代化、工業化、契約社会化、民主主義社会の進展に伴っても行われてきた。

注目されることは、渡良瀬川の鉱毒による「谷中村滅亡」事件や、水俣を中心とする不知火海や新潟の阿賀野川の有機水銀汚染による生活圏や人命に関わる被害（水俣病、新潟水俣病）への対応が、ドキュメンタリー、小説、映像、学習教材作成などを含めて行われてきたことである。そして、これらも含めて、人と水と動植物とのかかわりについての社会的な対話、それらへの問題解決への工夫など、広く社会における教育活動が行われ、有機水銀に関する国際条約（「水俣条約」）や渡良瀬遊水地の再生などを含めて、取り組まれてきた。

4. 誇るべき日本の湿地教育の取り組み

1) 地域、職域、家庭、学校等で取り組まれてきた「湿地教育」の長い歴史と蓄積

- ① 飲み水、生活用水、漁業、農業、衣食住の材料確保の場
- ② 湿地を舞台とする踊り、音楽、祝詞や詩歌、物語の場
- ③ 世代や地域にまたがる語り伝え、技の継承としての湿地教育
- ④ 近代化、工業化の中での負の出来事と再生への格闘・奮闘の歴史：
谷中村滅亡⇒渡良瀬遊水地創設、水俣病⇒水俣条約、東京湾埋め立て⇒
谷津干潟保全・活用、釧路湿原農地化計画⇒湿原保全、尾瀬のダム化計画⇒
尾瀬の保全等

2) 地域や職域、家庭等におけるこのような取り組みは、地方自治体や各省庁と連携しながら行われることもあった。

3) また、学校における授業において、教員の裁量の範囲で教材化されることもあった。同時に、学習指導要領やそれに基づく教科書に反映されることも多い。そして、国際人権規約、日本国憲法、教育基本法を踏まえて、学校教育法が義務教育学校や高校教育における教育では、「思考力」「判断力」「社会の中で自分の役割を自覚すること」などの能力を育てつつ「人格の完成を目指す」こととしているが、それに沿った取り組みをしている地方自治体も多い。

2) 地域や職域、家庭等におけるこのような取り組みは、地域の自治組織、地方自治体や各省庁と連携しながら行われることもあった。

3) 学校の授業等における教員による教材化や学習指導要領、教科書、地方自治体の副読本への反映

国際人権規約、日本国憲法、教育基本法を踏まえて、学校教育法が「思考力」「判断力」「社会の中で自分の役割を自覚すること」などの能力を育てつつ「人格の完成を目指す」こととしている。

5. 湿地教育の現状と課題

2025年2月から3月にかけて、ラムサール条約登録湿地関係市町村会議が行った調査によると、各自治体での取り組みについて、次のような結果が出ている。

1) 広く住民の間で行われている湿地教育プログラム～インフォーマル・エデュケーション～

① 清掃活動、調査活動

地域で広く行われていることの1つは、干潟、河川、湖沼などの清掃活動である。名古屋市の藤前干潟では、ゴミ拾いを行うと共に、ゴミの種類の分析を行っている。東京都江戸川区の三枚洲でも、地域のボランティア団体が主体となって、清掃と「いきもの調査」を行っている。また、三枚洲にある、東京都立の海上公園の1つである「都立葛西海浜公園」の海水浴場維持の清掃活動も行なわれている。

② 水と食文化を楽しむ活動

新潟市の佐潟では、漁業協同組合、近隣住民、佐潟水鳥・湿地センターが協力して、伝統的な潟の清掃活動である「潟普請（かたぶしん）」を現代の祭りとして行ってきた。漁業権を取得した「潟主（かたぬし）」が地引網を仕掛けて、潟の底にたまった泥や菱や蓮の枯葉の浚渫を行い、捕れた鯉や鰻、雷魚などを調理して、潟の食文化を楽しむ。

沖縄の漫湖につながる国場川では、那覇市、豊見城市などの流域市町村の住民が協力して「漫湖チュラカーギ作戦」というゴミ拾い、マングローブの稚樹抜き、観察会を行う。同時に、子どもたちを含む住民が水に親しむ機会として「国場川みずあしび」を行い、地域によっては、捕れた魚を食べる取り組みも行っている。

このように、地域の住民や団体が中心となって、多様な湿地を清掃して守りながら、水に親しみ、食文化を楽しむ体験学習と、ごみの分析を通して流域での湿地保全の大切さを学んでいる。

学校教育法第21条、第30条、第50条等が示す、育てるべき能力について、「インフォーマル・エデュケーションの活動を通して育つと考えられる能力」についてのアンケート結果では、「生命及び自然を尊重する精神」、「環境の保全に寄与する態度」、「湿地に関する基礎的な知識」が多く挙げられた。一方、「外国の文化理解と国際的な協力の精神」、「豊かな生活をするための音楽、絵画・彫刻、文芸等の技能」、「湿地の課題解決のために必要な表現力」、「職業理解や勤労を重んずる態度、個性に応じて職業選択をする能力」の回答は少なかった。また、「読書」「国語」「数量的理解…処理」「郷土を愛する態度」等は、必ずしも多くなかった。

これらのことから、広く住民の間で行われている湿地教育では、体験重視型が多く、体験を表現する作業が少ないことが示唆されている。また、その取り組みに当たっては、外国文化理解、国際教育の精

神、音楽、絵画・彫刻、文芸等の能力等、課題解決のための表現力があまり重視されていない可能性がある。そして、思考力、判断力等と合わせて、学校の役割が大きいことも示唆されている。

1) 広く住民の間で行われている湿地教育 ～インフォーマル・エデュケーション～

- ①清掃活動
- ②調査活動
- ③水と食文化を楽しむ活動
- ④「生命及び自然を尊重する精神」、「環境の保全に寄与する態度」、「湿地に関する基礎的な知識」の習得
- ⑤「外国の文化理解と国際的な協力の精神」「豊かな生活をするための音楽、絵画・彫刻、文芸等の技能」「湿地の課題解決のために必要な表現力」「読書」「国語」「数量的理解…処理」「郷土を愛する態度」に課題
- ⑥体験重視型が多く、体験を表現する作業が少ない
・思考力、判断力等と合せて、学校の役割が大きい

2) 自治体各部局等が関わる教育活動～ノンフォーマル・エデュケーション～

アンケート結果から、「ノンフォーマル・エデュケーション」の活動は、たくさんの自治体で行われていることが確認された。概ね、次の通りである（表2）。

「ラムサールレンジャー」 「ツルガイド博士」	鹿児島県出水市
「干潟の生き物調査」 「南三陸町少年少女自然調査隊」	宮城県南三陸町
「葛西／海浜公園 魅力発見・探検ツアー」	東京都江戸川区
「東よか干潟ラムサールクラブ」	佐賀県佐賀市
「荒尾干潟ジュニアレンジャー」	熊本県荒尾市
「ラムサール条約特別教室」	広島県廿日市市
「ラムサール湿地観察会」	愛知県豊田市
「浮野の里昆虫観察会」	埼玉県加須市
「ヤナギ・セイタカアワダチソウ除去作戦」	栃木県野木町

「親子水辺教室」	栃木県栃木市
「白鳥パトロール隊」	新潟県阿賀野市
「シュノーケリング体験」	沖縄県座間味村
「手長エビ釣り体験」	島根県松江市
「ガイドツアー」	山口県美祢市
「チームタデ原」	大分県九重町
「藺牟田池外来魚釣り大会」	鹿児島県薩摩川内市
「うみがめ産卵観察会」	鹿児島県屋久島町
「潤沼環境学習会」	茨城県茨城町
「おおさき GAHS アカデミー」	宮城県大崎市
「生き物調査」	北海道別海町
「子ども観光大使」	北海道根室市
「水の生き物観察会」	北海道網走市
「サロベツの地域農業と自然再生事業」	北海道豊富町
「ハス復活プロジェクト」	新潟県新潟市

表2 自治体各部局等が関わる教育活動

このような取り組みを通して「育つと考えられる能力」についての回答では、インフォーマル・エデュケーションと同様の傾向がある。すなわち、「環境の保全に寄与する態度」、「生命及び自然を尊重する精神」、「湿地に関する基礎的な知識」が多く挙げられている。また、「湿地の課題解決のための思考力」「主体的に学習に取り組む態度」は、ある程度育っていると回答されている。一方、「職業理解や勤労を重んずる態度、個性に応じて職業選択をする能力」、「外国の文化理解と国際的な協力の精神」、「豊かな生活をするための音楽、絵画・彫刻、文芸等の技能」の回答は少なく、ここでも、学校での湿地教育との連携が大事であることが示唆されている。

2) ノンフォーマル・エデュケーション ～自治体各部局等が関わる教育活動～

①たくさんの自治体で取り組まれている

「ツルガイド博士」（出水市）、「南三陸町少年少女自然調査隊」（南三陸町）、「東よか干潟ラムサールクラブ」（佐賀市）、「ラムサール条約特別教室」（廿日市市）、「ヤナギ・セイタカアワダチソウ除去作戦」（野木町）、「親子水辺教室」（栃木市）、「うみがめ産卵観察会」（屋久島町）、「おおさきGAHSアカデミー」（大崎市）、「サロベツの地域農業と自然再生事業」（豊富町）、「ハス復活プロジェクト」（新潟市）等。

②地域の湿地教育の拠点としての施設設置と職員の配置

③このような取り組みを通して「育つと考えられる能力」についての回答では、インフォーマル・エデュケーションと同様の傾向にあり、**学校との連携、相互補完が大事である。**

3) 公教育学校等での湿地教育活動～フォーマル・エデュケーション～

学校等に関わるフォーマル・エデュケーションでは、知識、思考力、判断力等も重視されていることも多い。ラムサール担当部局職員が評価するものとしては、次のような事例が注目された。

① 夏休みの自由研究にもなる「いのち学」 山形県鶴岡市

ユネスコの「食文化創造都市」である山形県鶴岡市では、地元の食材を活かした地域づくりがさかんである。その大山地区では、良質の地下水を使った酒作りと「麦切」作りが盛んで、「大山上池・下池」は、約400年前から水田に水を供給しているため池である。上池では、蓮などの水生植物の管理・収穫権をもつ「浮草組合」による盆花やれんこんの収穫などが行われてきた。そして下池のほとりに、2016年、「鶴岡市自然学習交流館 ほとりあ」がオープンした。これは、「庄内自然博物館構想」に基づいて設置されたものであるが、自然との一体感を享受するための、子ども・市民の自然学習にとって、上池・下池と高館山周辺をフィールドとして設定している。

構想段階から、地元にある山形大学農学部が積極的に関与し、大山地区の住民も参画して作られたものなので、地元地域に密着した施設運営が行われている。施設に隣接する「都沢湿地」には、アメリカザリガニとウシガエルが多く生息しているので、「ほとりあ」では、職員や施設に来る子どもたちが、駆除を目的にそれらを捕獲している。そして、毎年夏休みに小学生以上を対象に「いのち学」を開催してい

る。これは、子どもと大人と一緒に、外来生物のアメリカザリガニやウシガエルを取り巻く保全管理、解剖、調理・試食により、いのちについて考える講座である。また、以前ほとりあでは、捕獲したアメリカザリガニとウシガエルを市内のフレンチレストランに無償提供していた。レストランでは、「カエルはフランスから輸入するほどの高級食材」なので大変喜ばれており、無償提供されているので、「ワンコインから食べられる」料理も出していた。これまでの捕獲の結果、アメリカザリガニが小型化したため、現在はザリガニを粉末にした「ざりっ粉」を開発し、ラーメン店などに提供されている。

② 学校への出前授業 佐賀県鹿島市

学校への出前授業、また、ある学年の小学生全員を対象とする、ラムサール担当部局や施設等による授業は、かなりの自治体で取り組まれている。

鹿島市では2016年から全ての小学校において環境教育プログラムを導入している。目的は、児童が有明海の干潟の価値や重要性について学び、ふるさとへの誇りを育むことにある。また、将来大人になって鹿島を離れることがあっても、地球環境について考え、行動できる人間に成長してほしいとの願いが込められている。具体的には、7つのプログラムが用意されており、その中には必修授業と選択授業がある。

必修授業には、「干潟体験」「渡り鳥を学ぶ」「野鳥観察」の3つがある。

選択授業は4つで、「有明海の生態系」「干潟の働きの実験」「海のプラスチック汚染」「水生生物調査」である。各学校は、この中から1つまたは2つのプログラムを選んで実施する。

その際、鹿島市独自の副読本『かしまのしぜんわくわくブック』を使用して行われる。この副読本は、全て市職員の手作りで、毎年4月、小学校4年生全員に配布されている。そこには、子どもたちの興味を引きやすい登場人物の設定があり、毎月配布される漫画形式のお便り「らむさーだより」のキャラクターともリンクしている。つまり、登場人物のストーリーを通じて自然と学びを深められる工夫がされている。

また、漫画を多く用いることで、自然や環境にあまり関心がない子どもでも、つい読みたくなる構成になっている。さらに、写真ではなくイラストを中心にしている点で、親しみやすさがあり、子どもたちが楽しく学べる内容となっている。

「干潟体験」授業の場合、「道の駅鹿島」の前にある干潟がフィールドである。干潟に入ると全身が泥だらけになるため、シャワー設備のある体験施設を利用して実施している。利用料は一人700円だが、市が全額負担しているため、子どもたちは無料で体験できる。移動は市が所有するマイクロバスを利用するため、交通費もかからない。

選択授業のひとつである「水生生物調査」は、子どもたちに大変人気がある。市内の川で水生昆虫などの生き物を班ごとに採集し、集めた生物をバケツに入れて学校に持ち帰り、理科室で詳しく調べる活動

である。

ただし、野外での活動は、安全面の確保や準備が大変で、とくに川に入って行う学習は危険が伴うため、細心の注意を払って実施している。

ラムサール条約登録地「肥前鹿島干潟」で行う野鳥観察の授業は、初心者でも冬カモなどを観察しやすい時期に行っている。実施の際の準備として、1人1台ずつの双眼鏡貸し出し、野鳥観察の前に、事前授業として干潟に来る野鳥の種類について学ぶ授業（1コマ）を行っている。現地での活動として、「ひがたのビンゴ」ゲームを実施している。見つけたものに丸をつけ、たくさんのビンゴを揃えることを目指す。ビンゴゲームを取り入れることで、子どもたちが飽きにくく、楽しみながら観察ができる。野鳥観察のビンゴゲームは専門知識があまり必要ないため、環境教育を始めたいと考えている自治体にとって、導入しやすいプログラムである。

このように鹿島市の環境教育プログラムは、まず暖かい時期に干潟体験から始まり、冬の野鳥観察で1年の学びを締めくくる。

プログラムを通じて学ぶことで、自分たちの故郷の素晴らしさに気づき、誇りを持つことができるようになる。このような子どもたちの感想を聞くと、「児童が干潟の価値や環境保護の重要性を理解し、ふるさとを愛し、誇りを持つ」という目標は1年という限られた環境教育の中ではあるが、達成されつつあると考えられる。

市内にある7つの小学校全てで、野鳥観察や干潟の生き物観察など、年間50回にわたる7つのプログラムが実施されており、2016年の開始から8年間で延べ5,000人の子どもたちが参加した。

「この環境教育を通じて、子どもたちは自然や生き物への関心を深め、故郷への誇りを育んできた。成長した彼らが有明海の未来を担い、環境への理解と愛着を持ち続けてくれることを期待している。」、「座学とともに、実際に体験することを特に重視している。何よりも『楽しい!』と感じてもらうことが、この環境教育の成功において重要であると考えている。」と、担当者は述べている。

③ 副読本への釧路湿原の記載を提案・実行 北海道釧路市

釧路市では、環境部局と教育委員会との連携不足が課題となっていたが、釧路市で開催した令和5年度の第14回学習・交流会が、連携を深める糸口となった。それは、釧路市環境保全課から釧路市教育委員会に、学習・交流会への参加を呼びかけ、参加がきっかけとなり、他の自治体の事例や現状を共有することができた。

また、現行の学習指導要領に沿った形で、環境部局から情報を提供できてない、学校教育の現場が求める支援が不十分ということがわかった。

そこで、釧路市では、副読本の記載内容の充実と、令和6年度釧路教育研究センター郷土読本・地域学習研究グループによる「社会科」授業の構築を行った。

副読本の記載内容の充実は、第14回学習・交流会の際に副読本を改めて見直し、教育委員会に更なるアプローチを行い、令和7年度の改訂原稿作成に向けてページ追加の予算要求を、教育委員会と一緒にやって行った。訂正箇所については、環境保全課の担当者が副読本に書かれている内容を書き出し、修正案を書き入れ、教育委員会の総括指導主事や指導主事に提案している。

さらに、教育委員会から社会科のモデル授業の作成についての提案があり、令和6年度に取り組んだ。「地域社会への愛着をはぐくむ『ふるさと教育』の充実」というモデル授業で、単元全13時間程度のうち1回を、全釧路地域の小・中学校の教員が参観できる公開授業とし、1学校において実施した。この授業を一から組み立てるために、環境保全課から情報提供を行い、資料等を教育委員会に渡し、多くの時間を費やして、カリキュラム作りを行った。

これまでの湿原学習は、総合学習と理科の観点が非常に強かったが、社会科の「昔から今へとつづくまちづくり」というテーマで、市内の小・中学校の児童・生徒が何を学ぶべきかと考えて、湿原の成り立ち、歴史、どういった人間が関わり守ってきたかという歴史を伝えていくことを目的として、カリキュラムを組んでいる。

現地視察や公開授業に対して、環境保全課も意見を述べている。それは、実際湿原に行ったことがない教員が多く、なかなか詳しいことまでわからないということがあった。そのため、環境保全課として、学習指導案の作成や教員をまず湿原に連れて行くという協力を行った。指導案は、環境保全課と教員が協力して、一から土台を作成した。

④ ローカル&グローバル学習 兵庫県豊岡市

豊岡市では2017年度より、「ふるさと豊岡を愛し、夢の実現に向け挑戦する子どもの育成」を実現するという、とよおか教育プランの基本理念に基づいて、ローカル&グローバル学習を実施することになっている。

この中には、カリキュラムが3つある。「ふるさと教育」「英語教育」「コミュニケーション教育」である。そして、「ふるさと教育」の中に「コウノトリの分野での学習」がある。

ふるさと教育の標準カリキュラム（豊岡市教育委員会作成）には、「目指す子どもの姿像」が描かれている。豊岡の「ひと・もの・こと」のつながりと未来を世界基準で考え、ふるさと豊岡を自分の言葉で語れる子ということを目指して実施をされている。

コウノトリの分野については、小学校3年生、5年生で学ばれている。その他の学年では、産業・文化、ジオパークについて学び、中学校3年生で全体的な総括をする流れになっている。

コウノトリの分野については、標準で各年15時間ずつ学習時間を使うことになっていて、14～17時間程度で学習されている。その中で、副読本として『ふるさと学習のハンドブック』が作成された。「コ

ウノトリ」、「ジオパーク」、「産業・文化」という3つは、豊岡市の暮らしの全てに関連し、また相互に関連し合っているからである。まずはコウノトリとジオパークの部分を学び、それから産業・文化、主にかばん産業を中心に学習を進める流れが構成されている。

具体的な授業の展開としては、コウノトリの分野は、調べ学習を中心に行っている。小学校やコウノトリの郷公園、コウノトリ文化館などを使い、ゲストスピーカーの話を「聞いて知る」。そこから「体験」につなげている。小学校3年生では必ず生き物調査を行うが、学校によっては田植えから稲刈りまでを体験するところもある。そして、「理解の結果を反映させたアウトプット」の方法としては、オンラインでの交流もある。一昨年、コウノトリでつながる小山市立下生井小学校とオンラインで、ラムサール条約登録湿地をテーマにして交流をした。

知ること、体験すること、理解することを繰り返しながら理解を深めてもらうことを中心に進めている。その中で、「もっと体験したい」という生徒が出てくる。その場合、地域で、豊岡市が運営をしている「コウノトリ KIDS クラブ」などの関連施設が受け皿になって、生徒たちは、さらに学びを深めている。

⑤ ラムサール条約担当部局と高等学校、大学との連携 宮城県南三陸町、群馬県片品村、千葉県習志野市、兵庫県豊岡市

宮城県南三陸町では、高校のクラブ活動での調査活動に、町の専門職員が協力している。群馬県片品村は、地元地域にある群馬県立尾瀬高校の生徒たちの居住受け入れや実習への協力とともに、村の中学生と尾瀬高校生徒の合同研修を実施している。

千葉県習志野市の谷津干潟自然観察センターでは、津田沼高校の生物部の生徒たちの協力を得て「アオサの繁茂」問題等を解決すべく、肥料としての活用研究を行った。

南三陸町は首都圏の大学の合宿研修に協力し、震災・津波による被害と漁業を含む復興の学びもサポートしている。谷津干潟自然観察センターは地元の東邦大学の教員・学生たちとの共同調査を行ってきたが、センター利用者たちとの「ユースプロジェクト」によって、ホンビノスガイの活用と干潟の地中への酸素補給を兼ねた「環境保全型潮干狩り」に道をつけた。鶴岡市の「ほとりあ」は日常的に山形大学農学部との協力関係を築いている。

また、豊岡市では、兵庫県立コウノトリの郷公園内にある兵庫県立大学大学院地域資源マネジメント研究科に、2014年以降、職員10名を派遣し、「地球科学（ジオ）」「生態学（エコ）」「人文社会科学（ソシオ）」の3つの分野で研究を行っている。学んだ成果は、ビオトープ水田の管理などの市の業務にも生かされている。また、大学院生がコウノトリ KIDS クラブなどの活動で講師を務めるなど、次世代育成にも貢献している。

2004年から2015年まで、大学生や大学院生を対象に学術研究奨励補助制度を設け、豊岡をフィールドとした研究を支援した。生態学だけでなく、社会学・経済学分野を含む70件以上の研究が行われ、野生復帰に関する研究データが蓄積された。

東京大学大学院とは、2011年から「生物多様性と農業」をテーマに、生物多様性保全と農業の両立や、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）に関する実習を行っている。フィールド調査やヒアリングだけでなく、生物多様性保全作業も共同して行っている。

2017年からは、国際ボランティア学生協会（IVUSA）の学生が田結（たい）湿地をフィールドとした保全作業を行い、地域団体や市内の学校とも連携した活動を続けており、地域の秋まつりにも参加するなど、湿地保全を超えた交流が広がっている。

兵庫県立芸術文化観光専門職大学との協力関係において、「自然に関するフィールドワーク」「コウノトリ野生復帰に関する講義」「コウノトリの人工巣塔や水田魚道などの見学」「ビオトープ体験」等を行っている。

⑥ ラムサール条約担当部局による教員の研修 鹿児島県出水市

出水市では、「ツル博物館」「クレインパークいずみ」において、学校教員を対象とする、初年度、3年目の教員研修を行っている。主な活動内容としては、「湿地とツルの学習、学習プログラムや展示の作成」である。

⑦ 湿地教育に関する国際協力 栃木県小山市、釧路国際ウェットランドセンター

栃木県小山市内の渡良瀬遊水地周辺の小学校では、遊水地やコウノトリを題材にした湿地教育を推進しており、遊水地での体験学習や国内のコウノトリ関係自治体の小学校とのオンライン交流学習等を行ってきた。2022年のラムサールCOP14での湿地教育を公教育の中に組み込むことを奨励する決議採択をきっかけに、韓国や中国が提唱した湿地学校ネットワーク設立に呼応して、2024年12月に日韓の湿地教育交流のため仁川広域市教育庁の教員らが小山市を訪問した。2025年5月には小山市から市長、職員、地元小学校の前校長・卒業生等が、仁川広域市で開催された湿地イベントに参加し、生徒たちが精緻なパワーポイントによる発表を行った。なお、12月には中国海南島での設立総会に、小山市長と中学生が報告を行う予定であったが、国際情勢の変化によって中止となった。

北海道釧路市が事務局を務める釧路国際ウェットランドセンターでは、国内での取り組みを踏まえて、JICA研修に協力し、アフリカや中南米を中心とする発展途上国の自然環境保全関係者等を対象とする、湿地に関する研修を担ってきた。

⑧ 条例による湿地教育の裏付け

千葉県習志野市にある谷津干潟は、周辺が埋め立てられる中、地域の人々や自然保護関係者などによる埋め立て反対運動が1971年から始まり、反対運動の中で1975年に「自然教育園」の構想が出された。1993年にラムサール条約湿地に登録され、1994年に習志野市谷津干潟自然観察センターが建設された。その後、1997年にはラムサール条約湿地に登録された日を「谷津干潟の日」とした。

そして、1999年には「谷津干潟の日」を規定している習志野市環境基本条例が制定された。

第7条 2 谷津干潟を貴重な自然財産と認識し、市民と行政が共に協力して都市と自然との共生を目指した保全を図るため、6月10日を谷津干潟の日とする。

3 市は、環境月間及び谷津干潟の日の制定趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

「谷津干潟の日」及び環境基本条例が、谷津干潟自然観察センターにおける教育活動の法的な裏付けになっている。

また、谷津干潟自然観察センターは、他のラムサール条約湿地の関連施設に比べて、経験豊富な職員が多く在籍している。法制度体制に加え、この基盤があって「ジュニアレンジャー」「ユースプログラム」など様々な湿地教育が展開されている。

3) 公教育学校等での湿地教育活動 ～フォーマル・エデュケーション

次のような事例が注目された。

- ① 夏休みの自由研究にもなる「いのち学」 鶴岡市
- ② 学校への出前授業 鹿島市等多数
- ③ 副読本への釧路湿原の記載を提案・実行 釧路市等
- ④ ローカル&グローバル学習 豊岡市
- ⑤ ラムサール条約担当部局と高校、大学との連携 南三陸町、片品村、豊岡市等
- ⑥ ラムサール条約担当部局による教員の研修 出水市
- ⑦ 湿地教育に関する国際協力 小山市等
- ⑧ 条例による湿地教育、湿地フェスティバルの裏付け 習志野市

6. 提言

以上を踏まえると、次のようなことが今後重要になると考えられる。

1) 「水と多様な生命と人々の暮らしに関わる自治体の総合政策（計画）」策定

あらゆる生命は水のある所で生まれ、生きていく。そして、水のある場所としての wetlands 「湿地」は、植物や動物のいのちを生み、育む場である。人間も地球上の生命体の一種として、水がある母の胎内で命となり、産湯を使い、水を飲み、水で育った植物や動物を食べ、水を使った工業製品を生み出してそれらを活用して生活をしてきた。そして自らの排せつ物や産業が生み出す排水を適切に処理、肥料などとして活用し、水は浄化して、自然に返してきた。しかし水はときどき暴れ、洪水や日照りを引き起こす。そこで、安全で豊かな生活のために、治水にも人々は取り組んできた。

いうまでもなく、地方自治体の使命は、「住民の健康の増進」のために効率的かつ総合的な行政を行うことである。そのために、各自治体はその総合政策を策定し実施してきた。とくに近年は過疎過密、気候変動が大きく、近代化を追い求めてきた 19～20 世紀型の開発計画では対応できず、「地方創生」が探求されてきている。

そのような中で、生命や暮らし、産業や文化の根源に遡って、いのちの源である水、湿地を基盤とする地域総合政策の策定は、意義深いものといえよう。

ラムサール条約が定義する「湿地」は、「海洋沿岸域湿地」「内陸湿地」「人工湿地」から成り、そこには、人間の暮らしに関わる、ありとあらゆる水のある場所が含まれている。藻場、沿岸浅海域、砂浜、磯浜、湧水、河川、湖池、湿原、地下水系、温泉、潟湖、井戸、水田、ため池、貯水池、遊水地、浄水場、廃水処理区域、上下水道システムなども「湿地」である。ここには、住民の福祉の向上のために地方自治体関わっている水のある場所のほとんどが含まれている。また、これらの場所は、美しい景観をもつ憩いの場所や子どもたちの身近な遊び場であり、特色のある住居や家並み、食文化、音楽や詩歌、絵画や映像、科学・学問などを生み出す場でもあり続けている。そしてそのような、豊かな美しさのある場には、国内外から「観光」客も多く訪れている。

したがって、19～20 世紀型の地方自治体総合政策（計画）の更新に当たっては、「水といのちと人々の営み」に焦点を当てた、21 世紀型の総合政策（計画）が検討されてよいだろう。それは、必ず世界の中で光を放つ自治体総合政策（計画）として評価されると考えられる。

今後に向けた提言

- ① 「水といのちと人々の営み」についての自治体の総合政策（計画）を策定し、そこに、「湿地教育」を組み込む
- ② 地域における「湿地教育」の総合的取り組みをすすめること
 - a) 「湿地教育」に関する、地域の自主的取り組みの情報を広く知らせること
 - b) 自治体の各担当部局が「湿地教育」についての取り組みを進め、交流し合うこと
 - c) 地域の湿地教育の拠点としての施設設置と職員配置の重要性
 - d) 学校での「湿地教育」の取り組みを、先に掲げた分野に即して多面的に奨励する

また、個々の自治体における総合政策（計画）の名称は、それぞれの自治体が個性を生かして設定することが望ましい。

2) 「水といのちと人々の営み」総合政策（計画）に「湿地教育」を組み込む

この総合計画（計画）は、生活のあらゆる分野に関わるもの、そこには「水といのちと人々の暮らし」に関する、アート（芸術・祭り）、科学（学問）、健康な心身育成とレクリエーション・スポーツ、衣食住、街並み・景観、産業・経済との関連が描かれることになる。そして、その策定にあたって、従来から各自治体にある伝統を踏まえつつ、新たな要素を付け加えていくことが重要である。その過程と実行は、一種の「探究」的行為として行われるが、その探究は自治体職員だけによって行われるものではない。それは自治体職員と、地域で暮らす人々、住民と共に行われていく。

このことは、とりもなおさず、「水といのちと人々の暮らし」を大切にされた地域・自治体づくりに関する、「教育」活動、ラムサール条約が言う「対話、力量形成、教育、参加、気づき」である。ただ、このことは曖昧になり易いので、計画の中に、その策定、実施、見直し過程に位置づけておく必要がある。

3) 地域における「湿地教育」の総合的取り組み

- ① 「湿地教育」に関する、地域の自主的取り組みの情報を広く知らせること

そこには、大人たちを対象とする取り組みもあるが、子どもたちを対象とする川遊び、水遊び、水場清掃などの取り組み、そして、大人と子どもが一緒になって楽しみ働く取り組みも多い。

そこで、地方自治体として、この取り組みを行っている個人や団体などに、その活動を奨励することが大切である。奨励方法としては、自治体の広報担当部局が、住民や地元企業などでの取り組みの情報を広く知らせることなどが考えられる。

② 自治体の各担当部局が「湿地教育」についての取り組みを進め、交流し合うこと

また、自治体のラムサール条約登録湿地、農林業、河川、教育委員会生涯学習などの担当部局を主体として、住民の困りごと相談、体験交流、講座・セミナー、現地見学、政策づくりワークショップの開催なども有効である。

③ 学校での「湿地教育」の取り組みを奨励する

小中学校、高校などの公教育学校での湿地教育の取り組みを進めるには、自治体の各セクションと教育委員会との連携が重要である。この連携を進めるには、市区町村長のイニシアチブが重要になる。

また、一般に、都道府県採用の学校教員は3～5年程度の期間で都道府県内を移動する。したがって、多くの場合、各地方自治体における「水といのちと人々の営み」について、現役の教員が必ずしも詳しいとは言えないのが実情である。そこで、次のようなことが大事になってくる。

- a) 「水といのちと人々の営み」に関連する学習指導要領の項目について、地元に合わせて教材の用意
- b) 多くの自治体が作成している郷土を学ぶ副読本の活用と更新
- c) ラムサール担当やその他の部局の職員、漁協、農協、生産農家、地元企業、観光協会などの人々による出前授業
- d) 地元の高校、大学との連携
- e) 生徒間、学校間での、国内的、国際的な交流事業
- f) 学校教育法が明記する、各学校で育てるべき能力への十分な考慮

④ 「水といのちと人々の暮らしフェスティバル（祭り）」開催と「水の遊びと暮らし、学び分科会（交流会）」の設定

「谷津干潟の日」「佐潟まつり」など。湿地と関わる「〇〇の日」「〇〇フェスティバル（祭り）」などが各地で行われている。「湿地教育」に関する取り組みの集約点として、「水といのちと人々の暮らしフェスティバル（祭り）」などを開催することが望ましい。そこで、地域・自治体についての、食文化をふくめた多面的なイベントを行う。そこに「水の遊びと暮らし、学び分科会（交流会）」を設定し、学校も

含めた「湿地教育」について情報交換、プロジェクト発表・評価等を行う。学校分野、地域分野、職域分野、場合によって家庭分野毎の「湿地教育賞」などの賞を出しても良いだろう。

⑤ 条例による裏付け

以上の取り組みが安定するためには条例による裏付けが重要である。習志野市で、「環境基本条例」が谷津干潟の日と谷津干潟観察センターの安定的な運営を保証しているように、湿地教育を組み込んだ総合計画を条例によって裏付けることが望ましい。

⑥ 予算と人員の問題

アンケートへの回答で、「色々とやりたいことがあるが人員と予算が足りない」という悩みが多く寄せられた。地方財政が厳しい折に、ラムサール関係部局だけに予算や人員の重点配分を行うことは困難だと考えられる。そこで、大崎市「世界農業遺産未来戦略室」や豊岡市「コウノトリ共生部」のように自治体の戦略的プロジェクトを包括的に担当する部局を作っているところもある。これらを参考に、自治体としての基本計画全体の連絡調整機能を併せ持つ部局を設定することも、1つの選択肢と考えられる。

⑦ 調査研究の継続と成果物の共有

以上述べた事からについて、引き続き調査研究をしていくことが重要だと考えられる。

この、市区村長研修会を含む「学習・交流会」は2010年1月に始まり、コロナによる休みを挟んで、今回第16回を数える。下記（表3）がそのテーマであるが、キーワードは次の4つに集約される。①「地域活性化」「地域づくり」「自治体づくり」など場に関わる目的について、②「ワイズユース」「耕す」「楽しむ」「サステイナブル・ツーリズム」「人と自然の元気回復」など、湿地の活用とその方法について、③「人づくり」「人材育成」「教育」など人に関わることについて、④「市町村間の連携」「パートナーシップ」「協働取り組み」など、協力の在り方について。

回	年度	月日	学習・交流会のテーマ	開催地
第1回	2009年度	(2010年) 1月 16日～17日	湿地を耕し、湿地を楽しむ	石川県加賀市
第2回	2010年度	8月5日	湿地のワイズユースと地域の活性化	滋賀県高島市
第3回	2011年度	10月17日～19日	湿地のツーリズムで人と自然と地域の元気回復をめざす	沖縄県那覇市
第4回	2012年度	10月25日～26日	市町村から“サステイナブル・ツーリズム”を考える	千葉県習志野市

第5回	2013年度	10月31日	ラムサール条約湿地における市町村と国・道県・NGO 等とのパートナーシップ～市町村会議の25年を振り返り、今後を展望する～	沖縄県那覇市
第6回	2014年度	10月24日	ラムサール条約湿地における協働取組とそれを通じた人づくり～湿地を活用した持続可能な地域づくりを目指して～	愛知県名古屋市
第7回	2015年度	7月10日	Wetlands for our future : 湿地を大切にしよう 私たちの未来のために～ラムサール条約登録湿地を活用した地域づくり・人づくりとESD～	福井県若狭町
第8回	2016年度	7月8日	持続可能なくらしを目指した協働と人材育成	愛知県名古屋市
第9回	2017年度	10月13日	持続可能な地域づくりとラムサール条約湿地の保全・活用～湿地の多様な役割と国連SDGsに注目して	宮城県大崎市
第10回	2018年度	11月1～2日	市町村間の連携による湿地を活かした地域づくり	山形県鶴岡市
第11回	2019年度	11月19～20日	湿地を生かした地域づくりとそのしかけ	宮城県大崎市
第12回	2021年度	(2022年)2月16日	コロナ禍のラムサール条約湿地での活動について	オンライン
第13回	2022年度	10月21日	ラムサール条約登録湿地と自治体づくりの新段階～Wetland City (ラムサール条約湿地自治体認証制度)を検討する～	栃木県栃木市
第14回	2023年度	11月1日	地域を支える湿地教育	北海道釧路市
第15回	2024年度	11月8日	地域を支える湿地教育2	鹿児島県出水市
第16回	2025年度	11月6日	地域を支える湿地教育3	北海道釧路市

表3 市町村会議の学習・交流会、開催年、テーマ、開催自治体の一覧

一見すると同じようなテーマが繰り返されているようだが、この17年間に確実に内容が充実してきている。それは、この市区町村長研修会を含む学習・交流会で、次のことが行われてきたからだと考えられる。すなわち、a) テーマに関する基調提案があり、b) 各地の事例が交流され、c) まとめと記録が作られた。これにより、d) 各地で実践事例の広がりや深まりをみせたこと、e) 理論的な整理も前進したこと、f) このdとeがクロスして、自治体の担当者が変わっても持続的な発展が担保されてきた。

ラムサール条約登録湿地に関わる自治体のネットワークが1989年以来36年の歴史をもち、学習・交流会も17年の歴史を持つ、世界に類例のない組織として、市町村会議は世界に誇れるものである。

市町村会議は、日本湿地学会の団体会員として、同学会と協力しながら歩んできた。そこで、今回の「地域を支える湿地教育」というテーマを含めて、先の4つのキーワードに沿って、各地の実践と歴史を整理していくことで、さらに大きな歩みを進めることができるだろう。同学会には「湿地の文化、地域・自治体づくり、CEPA・教育部会」があるので、この部会での共同研究や『湿地研究』等の刊行物の活用も有効であろう。

- ③「水といのちと人々の暮らしフェスティバル（祭り）」開催と「水の遊びと暮らし、学び分科会」の設定
- ④条例制定による裏付けと「〇〇湿地の日」制定（例：習志野市環境基本条例と谷津干潟の日）
- ⑤予算と人員の問題に関して、湿地を軸とした自治体づくりのセクションを作る（例「コウノトリ共生部」「世界農業遺産推進室」等）
- ⑥調査研究の継続と成果物の共有
- ⑦実践・研究の交流機会としての市町村会議、日本湿地学会の活用

以上を図示すると次のようになる（図5）。

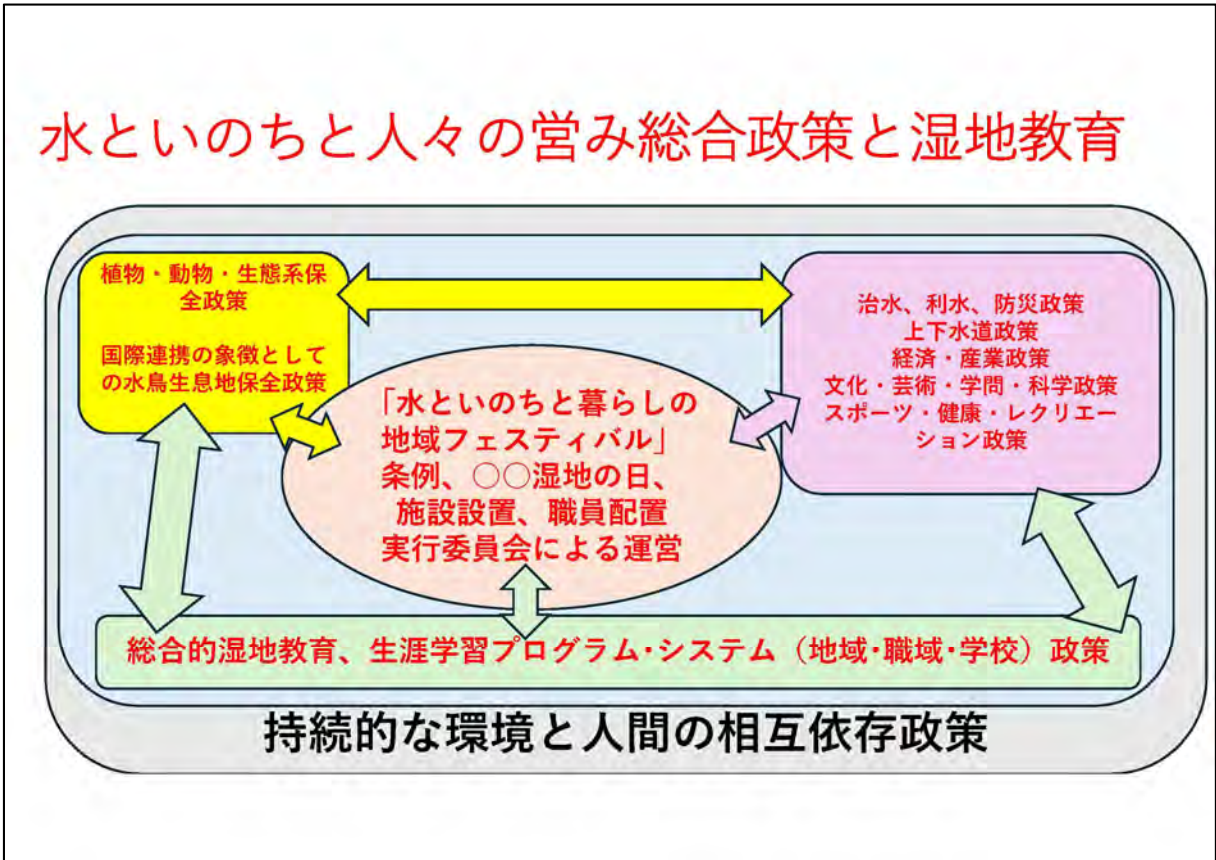


図5 水といのちと人々の営み総合政策と湿地教育

おわりに

ラムサール条約登録湿地関係市町村会議は、世界に類例を見ないものといわれ、条約事務局や近隣諸国からも高く評価されている自治体ネットワークであり、今後に向けて世界的モデルになりうるものである。このことに大きな誇りを持ってよいであろう。

市町村会議には現在 74 自治体が加盟して発展している。そのコアを成しているものは、市町村における日常の活動の集約点としての「学習交流会」「市区町村長研修会」である。ここで、前提の方向性を示す基調提案と、各自治体での日常活動の報告と意見交換が行われ、自分たちの取り組みに対する自信を深め、それぞれの地元に戻ってからの活動の「次の一手」のヒントを得て、各自治体での取り組みが発展する。そのような好循環が成り立ってきたからである。

また、「湿地都市認証自治体」が増えることによって、湿地を軸に、流水域・集水域で地域をとらえ、地域における水（湿地）と水循環調整（防災・現業、産業）と、植物、動物の生息地の維持、人間の暮らしにとっての経済・文化・科学・レクリエーション上の大きな価値、国際協力としての水鳥の役割を含む自治体づくりとその連携の機が熟しつつある。これが今後も展開することで、登録湿地という点から、湿地都市という面へ、さらには湿地国日本へと展開し、日本国を挙げて湿地を大切に活用しながら水のある場所としての湿地、植物、動物、人の暮らしが調和した地域になっていく。それは近隣のアジア太平洋諸国との連携も促進し、地球全体が湿地国家・地域になっていくことにつながるだろう。

おわりに

1) 世界に誇るべきラムサール自治体ネットワーク、世界的モデルになりうるもの⇒市町村会議

2) 市町村会議は、市町村における日常の活動⇒集約点としての「学習交流会」「市区町村長研修会」⇒各自治体での日常活動を支えるという好循環

3) 「湿地都市認証自治体」の増加⇒湿地を軸に、流域、集水域で地域をとらえ、地域における水（湿地）と水循環調整（防災・減災、産業）と、植物、動物の生育・生息地の維持、人間の暮らしにとっての経済・文化・科学・レクリエーション上の大きな価値、国際協力としての水鳥の役割を含む自治体づくりとその連携の機が熟しつつある。

4) 市区村長研修会をふくむ「学習・交流会」のキーワードは集約されつつある。2010年1月第1回。今回第16回。

それぞれの会のキーワードは次の4つに集約

- ① 「地域活性化」「地域づくり」「自治体づくり」など場に関わる目的
- ② 「ワイズユース」「耕す」「楽しむ」「サステイナブル・ツーリズム」「人と自然の元気回復」など、湿地の活用とその方法
- ③ 「人づくり」「人材育成」「湿地教育」など人に関わること
- ④ 「市町村間の連携」「パートナーシップ」「協働取り組み」など、協力の在り方

5) 日本湿地学会の団体会員として、部会や、他の団体会員との共同研究の可能性

同学会には「湿地の文化、地域・自治体づくり、CEPA・教育部会」等との共同研究、『湿地研究』等の刊行物の活用も有効。

「水といのちと人々の営みについての総合政策（計画）」に
「総合的湿地教育」を位置づける
～ラムサール条約登録湿地関係市区町村における
湿地教育の現状と課題～
概要版

2026年3月

調査主体：ラムサール条約登録湿地関係市町村会議
調査協力：笹川孝一（法政大学）、田開寛太郎（都留文科大学）
佐々木美貴・朴恵眞（日本国際湿地保全連合）
報告書執筆：笹川孝一

発行者：ラムサール条約登録湿地関係市町村会議
会長 鶴間秀典（釧路市長）

〒085-8505 北海道釧路市黒金町7丁目5番地
釧路市市民環境部環境保全課自然保護係
TEL：0154-31-4594 FAX：0154-23-4651

編集：特定非営利活動法人日本国際湿地保全連合
〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町17-1 城野ビルⅡ 2階
TEL：03-5614-2150 FAX：03-6806-4187

印刷製本：石川特殊特急印刷株式会社
発行所：特定非営利活動法人日本国際湿地保全連合
ISBN：978-4-9908205-2-7